

山梨県公報

第六百四十八号

令和八年

四月二十日

月曜日

目次

告示

- 保安林の指定の予定
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 道路の供用開始
- 道路の区域変更
- 換地計画の決定
- 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

公告

その他

山梨県告示第百二十六号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十九年山梨県告示第三百七十八号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項第二号に定める当該汚染による人の健康の被害が生じ、又は生ずるおそれなくなつたと認めるため、同条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一及び二千四十一番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定